

【別表】 貸付資金の返還債務の免除に係る施設・対象事業等（例示）

ア	児童福祉法 7 条 保育所
イ	学校教育法第 1 条 ・ 幼稚園（預かり保育を常時（週 5 日以上）実施している場合） ・ ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
ウ	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第 2 条第 6 項 ・ 認定こども園
エ	児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項～第 12 項の事業 児童福祉法第 34 条の 1 5 第 1 項の規定により市町村がおこなうもの及び、 同条 2 項の規定による認可を受けたもの ・ 家庭的保育事業 ・ 小規模保育事業 ・ 居宅訪問型保育事業 ・ 事業所内保育事業
オ	児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項 ・ 病児保育事業（児童福祉法第 34 条の 1 8 第 1 項の規定による届出を行ったもの）
カ	児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項 ・ 一時預かり事業（同法 34 条の 1 2 第 1 項の規定による届出をおこなったもの）
キ	子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号 ・ 離島その他の地域において特例保育を実施する施設
ク	児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって法第 34 条の 1 5 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施設（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
ク	児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって法第 34 条の 1 5 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施設（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
ケ	企業主導型保育事業